



# 新規制基準に係る 今後の設工認申請について

2020年3月31日

日本原燃株式会社  
再処理事業部

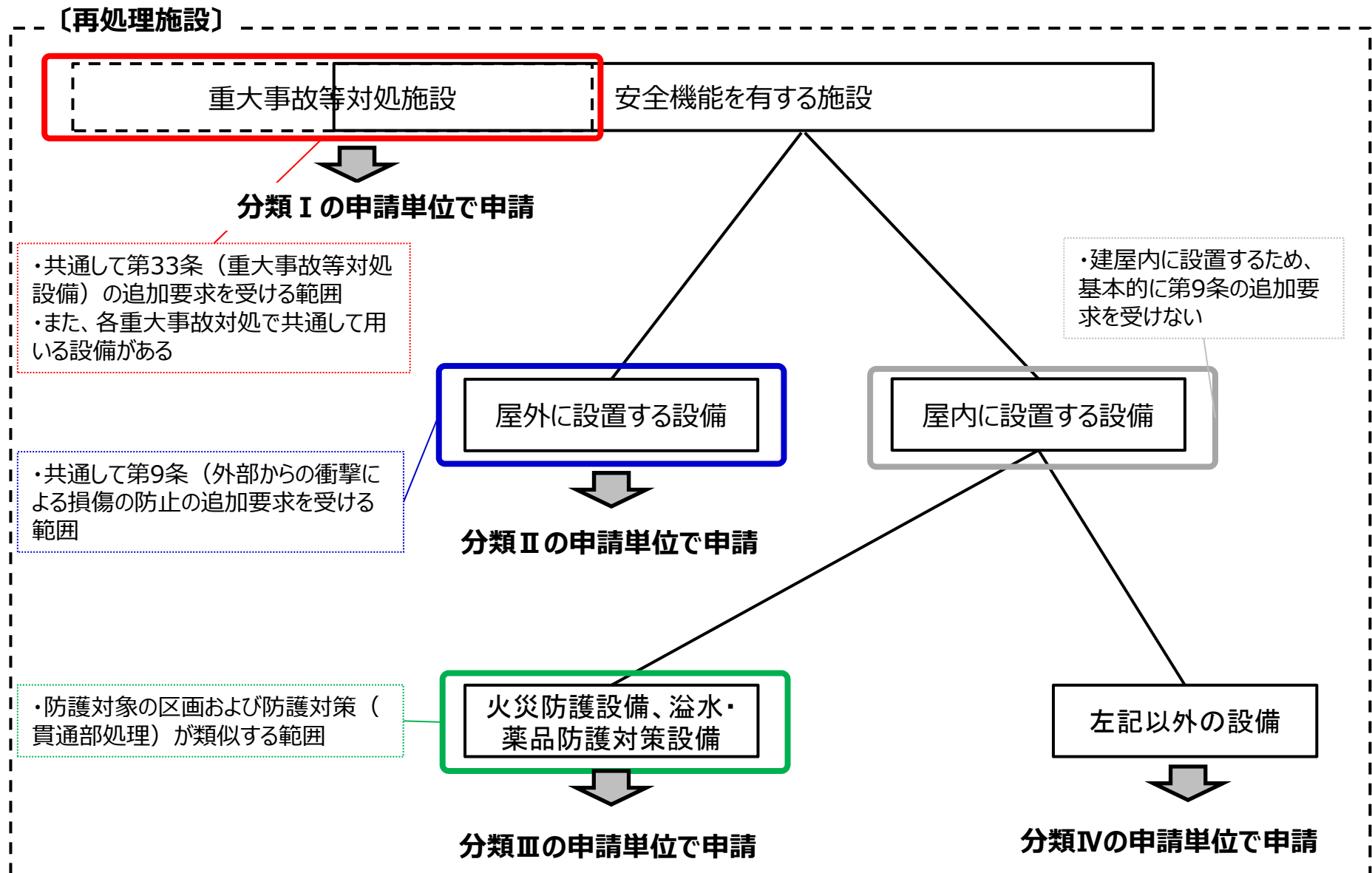
# 1. はじめに

- ◆ 再処理施設については、炉規法第四十五条第1項および第2項に基づき、新規制基準に伴う設工認を申請する計画である。
- ◆ 新規制基準に伴う設工認については、再処理施設の建物・構築物，系統および機器が膨大にあることを踏まえ、再処理規則第二条第3項に基づき、分割して申請することを計画している。
- ◆ 2020年1月10日の面談で分割申請の考え方の説明を実施した際に、「申請の分割を検討するに当たっては、関連する許可事項や基準要求を整理の上、分割申請間の関係性を考慮すること」とのご指摘を受けた。
- ◆ このため、新規制基準における主要な追加要求事項（重大事故，外部衝撃，火災、溢水，薬品漏えい）を踏まえ、許可事項および設備の類似性を考慮した上で、効率的な説明となる以下の単位で申請する計画に見直す。申請単位の考え方を次頁以降に示す。
  - 分類Ⅰ：重大事故等対処に係る設備（安全機能を有する施設と兼用する設備を含む）
  - 分類Ⅱ：屋外に設置する設備（屋外設備に共通する竜巻，火山等の評価を伴う設備）
  - 分類Ⅲ：屋内に設置する設備のうち，安重施設等の安全機能を喪失させないための設備（火災防護設備、溢水・薬品防護対策設備）
  - 分類Ⅳ：建物・構築物および機器・配管の耐震評価，燃料横転クレーン・グローブボックス耐震補強，電気設備，計測制御設備 等（分類Ⅰ～Ⅲ以外）
- ◆ 北換気筒は，再処理施設と廃棄物管理施設で共用し，補強工事を伴うことから，廃棄物管理施設の申請に合わせて設工認申請する。

## 2. 申請単位の考え方

- ◆ 分類Ⅰ：重大事故等対処に係る設備（安全機能を有する施設と兼用する設備を含む）  
    主要な追加要求事項（重大事故）に該当することおよび各事故対策で共通して用いる設備があること、適用を受ける追加要求（第33条（重大事故等対処設備））が共通することから、纏めて申請する。  
    〔対象設備：前処理建屋、溶解設備、安全冷却水系、主排気筒 等〕
  
- ◆ 分類Ⅱ：屋外に設置する設備  
    主要な追加要求事項（外部衝撃）に該当することおよび適用を受ける追加要求（第9条（外部からの衝撃による損傷の防止））が共通することから、纏めて申請する。  
    〔対象設備：安全冷却水系（冷却塔）、竜巻防護ネット、竜巻防護板 等〕
  
- ◆ 分類Ⅲ：屋内に設置する設備のうち、安重施設等の安全機能を喪失させないための設備（火災防護設備、溢水・薬品防護対策設備）  
    主要な追加要求事項（火災、溢水、薬品漏えい）に該当することおよび防護対象の区画、防護対策（貫通部処理 等）が類似することから、纏めて申請する。  
    〔対象設備：火災防護設備、溢水・薬品防護対策設備〕
  
- ◆ 分類Ⅳ：建物・構築物および機器・配管の耐震評価、燃料横転クレーン・グローブボックス耐震補強、電気設備計測制御設備等（分類Ⅰ～Ⅲ以外）
  
- ◆ 北換気筒は、再処理施設と廃棄物管理施設で共用し、補強工事を伴うことから、廃棄物管理施設の申請に合わせて申請する。
  
- ◆ 使用済燃料受入れ及び貯蔵施設は、上記分類に従い4分割とし、再処理設備本体と同時に申請する。
  
- ◆ 廃棄物管理施設は、建物・構築物、系統及び機器の物量が多くないことから、纏めて設工認申請する。
  
- ◆ 第1ガラス固化体貯蔵建屋西棟は、再処理設備本体の分類Ⅲ、Ⅳに合わせて設工認申請する。

## 2. 申請単位の考え方



### 3. その他

再処理施設の場合，新規制基準に伴う設工認申請書は約6万頁となるため，効率的に説明するために以下の事項をお願いしたい。

- ✓ 申請物量が膨大であるため，代表説明と代表以外は書類確認で審査をお願いしたい。
- ✓ 全ての申請で耐震評価を伴うことから，耐震評価は同じ審査担当者による審査をお願いしたい。